

地域医療支援病院について

1. 制度の趣旨

医療は患者の身近な地域で提供されることが望ましいという観点から、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を地域における第一線の医療機関として位置づけるとともに、他の医療機関との適切な役割分担と連携を図っていく必要がある。

このような観点に立って、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を支援し、二次医療圏単位で地域医療の充実を図る病院として、それまでの総合病院の制度が廃止され、平成10年度から地域医療支援病院の制度が設けられた。

2. 地域医療支援病院の取扱方針

平成14年9月6日愛知県医療審議会医療計画部会承認

平成17年7月21日修正

- 1 地域医療支援病院については、原則として各医療圏に1か所以上の地域医療支援病院を承認することを最終目標とし、関係者の合意形成に努めるものとする。
- 2 地域医療支援病院の要件は、平成10年5月19日付け健政発第639号各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知「医療法の一部を改正する法律の施行について」による。
- 3 地域医療支援病院の承認に当たっては、制度の趣旨にかんがみ、各医療圏の関係者の意見を聴くものとするが、その意見の徴取は、圏域保健医療福祉推進会議において行うものとする。医療法施行細則（昭和35年12月10日愛知県規則第54号）の様式第14号の地域医療支援病院名称承認申請書については、圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取を行った後に、提出させるものとする。
- 4 地域医療支援病院の承認に当たっては、保健所、医務国保課は、相互に連携するとともに、当該医療圏の関係者と十分な連携を図って、事務を進めるものとする。

平成23年度地域医療支援病院の承認に係るスケジュール

日 程		スケジュール	提出先等
(1回)	(2回)		
随時	随時	事前相談と審査 書類のチェック 紹介率などの確認	医務国保課医療対策Gへ提出 (医務・医療指導G・所管保健所 と連携)
6月 中旬 ～ 7月 中旬	12月 中旬 ～ 1月 中旬	地域医療支援病院の承認に係る 事業計画書の提出	<u>名古屋市</u> 内 医務国保課医療対策Gへ提出 (医務・医療指導Gと連携) <u>名古屋市</u> 外 各保健所(中核市含む)へ提出 (医務国保課医療対策G及び 医務・医療指導Gと連携)
圏域会議前		現地確認・調査	
8月	2月	<u>圏域保健医療福祉推進会議</u> 各医療圏の関係者の意見の聴取 (取扱い方針3)	
9月	3月	地域医療支援病院の承認の申請 (医療法施行細則第1条第9号 様式第14)	<u>名古屋市</u> 内 医務国保課医療対策Gへ提出 (医務・医療指導Gと連携) <u>名古屋市</u> 外 各保健所(中核市含む)へ提出 (医務国保課医療対策G及び 医務・医療指導Gと連携)
9月	3月	<u>愛知県医療審議会医療対策部会</u> 地域医療支援病院の承認に係る 意見の聴取(医療法第4条第2 項)	
9月	3月	地域医療支援病院の承認 (医療法第4条第1項)	医務国保課医務・医療指導グルー プにて起案
10月	3月	<u>愛知県医療審議会</u> 地域医療支援病院の承認を報告	愛知県医療審議会へ報告

※ 愛知県医療審議会、同医療対策部会、圏域保健医療福祉推進会議等の開催状況に併せ、かつ病床整備計画スケジュールに準じたものとした。